被扶養者現況表（父母）

≪　被扶養者認定について　≫※必ずお読みください※

・この用紙は、被扶養者(異動)届に添付する書類です。被扶養者認定基準を満たしているかを判断する書類となりますので、必ず事実に基づいてご記入ください。

・同居の場合の収入基準は、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円未満）かつ被保険者の年間収入の1/2未満となります。

・別居の場合の収入基準は、認定対象者の年間収入が130万円未満（60歳以上または、障害厚生年金の受給要件に該当する程度の障害がある人は180万円未満）かつ認定対象者の収入が被保険者からの送金額より少ないこととなります。

・公的書類は3か月以内に発行されたものをご提出ください。

・公的書類及び証明書はすべてコピー不可です。

・認定日について

申請事由発生日から1か月以内の受付　→　申請事由発生日まで遡り認定

申請事由発生日から1か月を超える受付　→　原則組合で確認がとれた日付で認定

事業所記号	番号	事業所名	被保険者氏名
			㊞

申請する認定対象者の氏名	年齢	職業	続柄	同居・別居の区分	必要書類
	歳		1.実父　2.実母	同居　・　別居	別居の場合は『送金証明』と『仕送申立書』※1
			3.義父　4.義母	同居　・　別居	同居確認のできる『一世帯の住民票』（別居の場合は、被扶養者として認定できません。）

必要書類共通事項

★1　外国籍・別姓の場合は、続柄記載のある住民票(一世帯分)が必要です。氏名の登録は住民票記載のとおりとなります。

★2　「必要書類」は【1】～【5】に該当するすべての書類をご提出ください。状況により、追加書類の提出を求めることがあります。

【1】申請する理由　（該当する項目に☑）	必要書類
□　①被保険者が当組合に取得したことに伴う申請	【2】～【5】に該当するすべての書類
□　②認定対象者の退職に伴う申請　（退職日　　年　　月　　日）	『退職証明書』または『離職票（写）』
□　③退職以外の理由で、認定対象者の就労・収入状況の変化に伴う申請	『直近3か月分の給与明細（写）』または『雇用契約書（写）』※3および『変更後の給与が満額支給されていることのわかる1か月分の給与明細（写）』
□　④認定対象者の失業給付受給終了に伴う申請	『雇用保険受給資格者証（すべてのページの写）』（「支給終了」の印字があるもの）
□　⑤認定対象者の配偶者が死亡したことに伴う申請	『戸籍全部事項証明書』または『死亡診断書(写)』等（死亡日の確認できる書類）
□　⑥その他（　　　）	状況に応じた書類※5

【2】認定対象者が加入していた（している）健康保険　（該当する項目に☑）	必要書類
□　①健康保険	
□　a.被保険者の扶養として	―
□　b.被保険者以外の扶養として	
□未喪失　□喪失済み　（資格喪失年月日　　年　　月　　日）	喪失済みの場合は保険者発行の『資格喪失証明書』
□　c.本人として	―
□　②任意継続保険	
□　a.被保険者の扶養として	―
□　b.被保険者以外の扶養として	保険者発行の『資格喪失証明書』
□　c.本人として	保険者発行の『資格喪失証明書』
□　③国民健康保険、無保険	―

【3】認定対象者の配偶者の状況　（該当する項目に☑）	必要書類
□ ①配偶者あり	
□ a.収入なし　□ b.収入あり ⇒ 月額　　　　円	ありの場合 → 状況に応じた書類※5
□ c.今回一緒に申請する	―
□ d.既に被扶養者として認定されている	―
□ ②配偶者なし	
□ a.離婚、未婚	―
□ b.死別（遺族年金の受給がない場合は下記の理由に☑） 理由 □厚生・共済年金未加入 □加入期間不足 □自分の年金を選択 □その他（　　　）	直近の『遺族年金振込通知書（写）』または『遺族年金改定通知書（写）』
□ c.離婚を前提に別居中	『一世帯の住民票』

【4】上記3以外で認定対象者の生計費を負担している家族について（該当する項目に☑）	必要書類
□ ①生計費を負担している家族なし	―
□ ②生計費を負担している家族あり ⇒ 続柄　　　　負担額　　　　円 その家族が、扶養できない理由をご記入ください。 （　　　　）	状況に応じた書類※5
□ ③その他（　　　　）	状況に応じた書類※5

【5】認定対象者の現在の学業・収入状況 （該当する項目に☑）			必要書類
□ ①給与収入（パート・アルバイト等）　月額　　　　円			『直近3か月分の給与明細（写）』※2
□ ②働いたことがない（パート・アルバイト等を含む）			『非課税証明書』 （給与収入欄に金額の記載がある場合、追加書類として『退職証明書』等）
□ ③現在、退職してから2年以上経過している （退職日　　年　　月　　日）			
□ ④現在、退職してから2年未満である			
□ a.失業給付の受給権なし	理由	□ ア.雇用保険に未加入	『退職証明書』
		□ イ.加入期間不足	『退職証明書』
		□ ウ.受給終了	『雇用保険受給資格者証（すべてのページの写）』（「支給終了」の印字があるもの）
□ b.就労する意思がないため、失業給付の手続きを行わない			『退職証明書』または『離職票（写）』
□ c.失業給付を申請予定(申請予定年月日　　年　　月　　日 頃)			『退職証明書』または『離職票（写）』
□ d.自己都合による退職のため、待機・給付制限期間中（受給開始日　　年　　月　　日）			『退職証明書』または『雇用保険受給資格者証(写)』
□ e.失業給付の受給期間を延長する			『離職票(写)』または『雇用保険受給資格者証(写)』
□ ⑤失業給付を受給中 （60歳未満の方　3,612円未満、60歳以上の方　5,000円未満であること）			『雇用保険受給資格者証（写）』
□ ⑥自営業収入（事業/不動産/販売等）			前年の収入を確認できる『課税(非課税)証明書』または『確定申告書控えの（写）』※4
□ ⑦学生			『非課税証明書』または事業主による『収入証明書』※1
その他収入状況			**必要書類**
□ ⑦各種年金収入 （該当する年金すべてに☑）			
□ a.老齢　□ b.障害　□ c.遺族　□ d.個人　□ e.企業　□ f.その他（　　　）			直近の『年金振込通知書（写）』または『年金改定通知書（写）』
□ ⑧傷病手当金を受給中・手続き中・受給満了			●傷病手当金の直近の『支給決定通知書（写）』 ●受給満了の場合は『受給満了通知書(写)』
□ ⑨その他（　　　　）			状況に応じた書類※5

※1『仕送申立書』および事業主による『収入証明書』は組合指定の書式になりますので、HPよりダウンロードしご利用ください。
※2『直近3か月分の給与明細(写)』
・働き始めたばかりで直近3か月分の給与明細を提出できないときは、雇用契約書(写)※3及び直近の給与明細(写)を提出してください。
※3『雇用契約書(写)』
・収入が被扶養者の認定基準である月額108．333円以下であることを確認できるもの（雇用期間、時給、勤務時間、勤務日数、残業の有無及びその時給・上限時間、交通費支給の有無及びその金額、給与の締め日・支払い日等が記載されているもの）
※4『確定申告書控えの（写）』
・税務署の収受印が押印されているものをご提出ください。また、電子申請の場合には、送信票（写）とあわせてご提出ください。
※5状況に応じた書類
適用一課までお問い合わせください。